

募 集 要 項

日亜化学工業学生支援基金給付型奨学金による学生支援について【第38回募集】

【支援策の概要】

日亜化学工業株式会社様から、新型コロナウイルス感染対策に伴う家庭収入減やアルバイト収入減による経済的困窮に加えて家庭の事情等により学生生活に支障を来している学生に対する緊急支援のお申し出をいただきました。

そこで、本校としては日亜化学工業株式会社様のご厚意を寄附金として受け入れ、本校での勉学継続に強固な意志がありかつ経済的な支援が必要な学生のために日亜化学工業学生支援基金として、返済を要しない奨学金を給付するための募集を行います。

【応募の要件】

新型コロナウイルス感染拡大や家庭の事情等により、学生生活に支障を来していると認められる学生で、次の①⑩⑪⑫⑬または②～⑨の2項目以上を満たす学生。なお、④～⑨については、令和5年4月28日までに申請した学生とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る影響等を受けて家計が急変した世帯
- ② 主たる生計維持者（保護者等）の令和5年9月～令和6年2月までの給与所得または事業所得が令和4年9月～令和5年2月までと比較し半減した者
- ③ 親権者2名分（保護者等）の令和5年度住民税非課税証明書が提出できる者
- ④ 令和5年度にアルバイト許可願を経済的理由により申請し許可を受けている者
- ⑤ 令和5年度の授業料減免もしくは授業料免除申請者
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金貸与者または申請者
- ⑦ 都道府県奨学金等貸与者または申請者
- ⑧ 日本学生支援機構給付奨学生または日本学生支援機構給付奨学金申請者
- ⑨ パソコンでの課題作成に支障をきたしている者（教務管轄または明正寮でパソコン貸出を申請した者）
- ⑩ 令和4年4月以降に生計維持者が死亡、就労困難（長期療養など）により世帯収入が大きく減少した者
- ⑪ 障害や病気のある親や祖父母、きょうだい等の介護や世話をしている者（いわゆる「ヤングケアラー」）
- ⑫ 令和4年4月以降に生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した者
- ⑬ 新型コロナウイルス対策のため、寮生から通学生になった者
ただし、令和5年3月作成の「通学協力者リスト」に掲載されている者に限ります。

【支援の対象】

応募要件を満たし、日亜化学工業学生支援基金による生活緊急支援が必要と日亜化学工業学生支援基金選考委員会（以下「選考委員会」という。）が認めた者

【採用者数】

支援の対象となった学生全員

【給付期間】

原則として採択された月～令和7年3月まで

【支援の内容】（○付き数字は応募要件を示す）

①～⑫： 月額20,000円

⑬： 月額10,000円

奨学金は、**徳島大正銀行の学生本人名義の口座**に振込みます。

【申請方法】

日亜化学工業学生支援基金の奨学金給付を希望する者は、別に定める申請書、振込票（通帳の写しを含む）および**奨学金支援希望書（支援希望の理由、支援活用の意思など）**を本人が記入・作成のうえ、学生課窓口へ持参またはレターパックライトにより郵送すること。

※申請書の理由欄には、家庭や自分の収入などの大幅減によって学生生活を維持するのが困難であるなど、緊急支援の必要性を具体的に明記するとともに、学生支援基金の使用目的について記載すること。なお、このほかに支援の必要性を確認するため資料等の提出を求める場合があります。

【申請締め切り】

令和6年3月25日（月）16：00 必着

【奨学生の決定】

日亜化学工業学生支援基金奨学生の決定は、申請内容に基づき選考委員会が行う。選考結果については申請者本人に書面で通知する。

【奨学金の返還】

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、定められた期限までに日亜化学工業学生支援基金を全額返還すること

（1）申請内容に虚偽もしくは誤りがあったとき

（2）その他緊急支援の必要性が認められなかったとき

（3）日亜化学工業学生支援基金奨学生にふさわしくないと選考委員会が判断したとき

【その他】

予算等の都合により、支援の内容を変更する場合があります。

【提出先及び問い合わせ】

学生課学生係（担当 増田）Tel.0884-23-7134 Fax.0884-22-4232

令和6年3月8日

あて名ラベル

申請書等を提出する際、下記ラベルを切り取ってレター
パックライトに貼り付けてください。

〒774-0017

徳島県阿南市見能林町青木 265

阿南工業高等専門学校学生課学生係 御中

(日亜化学工業学生支援基金給付型奨学金申請書在中)

添付資料のチェックリスト

- 申請書（全員）
- 振込票（全員）
- 通帳の写し（全員）
- 非課税証明書人数分（該当者のみ）
- 奨学金支援希望書（全員）
- 新型コロナ関係書類（該当者のみ）
- 給与明細書または事業所得帳簿（②該当者のみ）
- 戸籍抄本の写し（⑩の該当者のみ）
- 介護保険保険被保険者証または診断書の写し（⑪の該当者のみ）
- 身体障害者手帳等の写し（⑪の該当者のみ）
- ヤングケアラーに関する参考資料（⑪の該当者のみ）
- 罹災証明書等（⑫の該当者のみ）